







今年も「エコプロダクツ2010」で、  
酒パツクリサイクルを呼びかけます。



酒促進協事務局の集めて  
使うリサイクル協会と、会  
員の印刷工業会液体カート  
ン部会は、エコプロダクツ  
2010に共同出店。酒パツ  
ク・アルミ付紙パツクリサイ  
クルの啓発を行います。  
酒促進協でも昨年同様  
各社の酒パツクの展示や、来  
場者への啓発ツールの制作等、  
出展に協力します。エコプロ  
ダクツは、国内最大規模の  
環境展として年々来場者  
も増加し(昨年実績 3日  
間182,510人)、昨年はエコ  
酒屋や各社の酒パツク貯金  
箱を配布、大いに関心を呼  
びました。



日本最大級の環境展示会  
第12回  
**エコプロダクツ2010**

12月9日(木)・10日(金)・11日(土)



東京ビックサイト  
東展示棟にて開催

(C)エコプロダクツ2010  
キャラクター:エコびよん



写真は2009年エコプロダクツの様子

## ●酒パツクリサイクル促進協議会 会員リスト●

- |  |  |                           |
|--|--|---------------------------|
| 1 日本酒造組合中央会 (東京都)  | 13 三和酒類株式会社 (大分県)  | 23 ほまれ酒造株式会社 (福島県)        |
| 2 雲海酒造株式会社 (宮崎県)   | 14 高千穂酒造株式会社 (宮崎県)   | 24 盛田株式会社 (愛知県)           |
| 3 オエノンホールディングス(株) (東京都)<br>( 合同酒精・福德長酒類 )<br>( 富久娘酒造 他 ) | 15 高橋酒造株式会社 (熊本県)  | 25 印刷工業会 (東京都)            |
| 4 大口酒造株式会社 (鹿児島県)  | 16 宝酒造株式会社 (京都府)   | 26 石塚硝子株式会社 (東京都)         |
| 5 大関株式会社 (兵庫県)   | 17 辰馬本家酒造株式会社 (兵庫県)  | 27 大日本印刷株式会社 (東京都)        |
| 6 菊正宗酒造株式会社 (兵庫県)  | 18 中埜酒造株式会社 (愛知県)  | 28 東京製紙株式会社 (静岡県)         |
| 7 黄桜株式会社 (京都府)   | 19 日本盛株式会社 (兵庫県)   | 29 凸版印刷株式会社 (東京都)         |
| 8 霧島酒造株式会社 (宮崎県)   | 20 白鶴酒造株式会社 (兵庫県)  | 30 日本紙パツク株式会社 (東京都)       |
| 9 月桂冠株式会社 (京都府)  | 21 平喜酒造株式会社 (岡山県)  | 31 日本テトラパツク株式会社 (東京都)     |
| 10 小西酒造株式会社 (兵庫県)  | 22 伏見清酒パツク協同組合 (京都府)   | 32 北越パッケージ株式会社 (東京都)      |
| 11 薩摩酒造株式会社 (鹿児島県)                                       | ( 北川本家・齋藤酒造・招徳<br>酒造・玉乃光酒造・鶴正酒造・<br>豊澤本店・都鶴酒造・向島<br>酒造・山本勘蔵商店・山本<br>本家 ) | 33 紙製容器包装リサイクル推進協議会 (東京都) |
| 12 沢の鶴株式会社 (兵庫県)   |  | 34 社団法人全国清涼飲料工業会 (東京都)    |
|  |  | 35 トベ商事株式会社 (東京都)         |
|  |  | 36 大和板紙株式会社 (大阪府)         |

〈参加数:4団体32社〉

事務局:特定非営利活動法人 集めて使うリサイクル協会 (大阪府)

# 酒パブリックリサイクル促進協議会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、酒パブリックリサイクル促進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪市中央区に置く。

(目的)

第3条 本会は、事業者と市民団体が協働し、酒パックを主体に、アルミを利用する飲料用紙パック及びアルミを利用しない飲料用紙パックのリサイクルを促進するために、回収率の向上等について自主的取り組みを推進することを目的とする。

## 第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 酒パックの市場回収・リサイクルのためのシステム開発
- (2) 酒パック回収率の向上に関する調査・研究
- (3) 酒パブリックリサイクルについての普及・啓発
- (4) 行政機関・関連業界・団体等への酒パブリックリサイクル促進のための要請および建議
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(構成)

第5条 本会は、原則として酒パックを利用または製造する企業・団体及び、本会の目的に賛同した者をもって組織する。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、運営委員会の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、事前に書面をもって会長に提出しなければならない。

## 第4章 組織および役員等

(役員及び定数)

第8条 本会に次の役員等を置く。  
会長1名 副会長2名以内 運営委員8名以上15名以内 監査役2名以内

(役員を選任・会務)

第9条 運営委員(8名以上15名以内)及び監査役(2名以内)は定期総会において選出する。  
但し、監査役は会員外から任命することができる。  
(1) 運営委員会において運営委員のうちから会長・副会長を互選する。

第10条 役員会の会務を次の通り定める。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 運営委員は随時運営委員会を開催し、本会の主要業務を審議する。また、運営委員会が判断し、各種部会をおくことができる。
- (4) 監査役は本会の会計を監査し、また運営委員の会務の執行状況を監査する。総会に監査報告をおこなう。

(役員等の任期)

第11条 本会の役員等の任期は2年とし、再任を妨げない。退職・異動等の事情による任期途中の役員等の交代については退任する委員が交代する委員を指名する。但し、交代により指名された委員の任期は、他の役員と同時に終了するものとする。

## 第5章 会議・総会および会計

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は4月1日から翌年3月31日とする。

(定期総会・全体会議)

第13条 定期総会を含め原則年3回の全体会議を開催する。  
(1) 年度初の全体会議は定期総会とする。定期総会において前年度の活動報告、決算報告、及び予算報告等を行う。以後、全体会議・臨時総会は必要に応じ、会長が召集する。  
(2) 総会の議長は会長が行う。但し議長を副会長若しくは運営委員に会長が指名することが出来る。  
(3) 定期総会の成立は出席人数を問わない。決議事項については議決権を有する定期総会出席者の1/2以上の賛成を必要とする。議決権は1会員1票とする。

(会費)

第14条 会費は必要額を運営委員会の議決により決定し会員より徴収する。

(事務局)

第15条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。  
(1) 事務局はNPO法人集めて使うリサイクル協会に委嘱する。

(その他)

第16条 この会則に規定のないものの追加、記載事項の修正等が必要な事項については運営委員会で検討し、総会に諮る。

附則

この会則は平成19年8月1日から実施する。

## 「酒パブリックリサイクル促進協議会」参加申込書

「酒パブリックリサイクル促進協議会」に下記内容で、参加を申し込みます。

年会費：1口 50,000円 ( 口、 円)

口数は500ml以上の酒パック年間出荷本数により設定しています。

・1,000,000本 未満 1口以上 ・1,000,000本 以上 2口以上

記入日		
会社名・団体名		
所属・役職名		
担当者名		
住所	〒	
電話・FAX番号	TEL	FAX
メールアドレス		

\*FAX(06-6209-6685)でお申し込みください。  
追って年会費振込口座等のご連絡をさせていただきます。  
ご不明な点がございましたら、事務局:集めて使うリサイクル協会(西田)までお問合せ下さいませようお願い申し上げます。

酒パブリックリサイクル促進協議会  
事務局：NPO法人 集めて使うリサイクル協会  
大阪市中央区高麗橋1-3-4 小池高麗橋ビル4F  
TEL 06-6209-7155 FAX 06-6209-6685